

柏市太陽光発電設備等導入事業 公募要領

1 趣旨

この要領は、「柏市太陽光発電設備等導入事業」（以下「本事業」という。）を行う事業者を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、実施方法等について必要な事項を定めるものとする。なお、設備の導入方式はリース方式とする。

2 目的

本事業は、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき施設(以下「施設」という。)に、太陽光発電設備及び蓄電池(以下「設備」という。)を導入し、平時における温室効果ガスの排出抑制、並びに災害等に対するレジリエンスの向上を図ることを目的とする。また、設備の設置にあたっては、再生可能エネルギーを最大限に活用するため、プロポーザル方式による企画提案により契約予定事業者を選定する。

3 事業概要

別紙業務説明書のとおり

4 事業期間等

(1) 事業期間及びリース期間

リース期間は10年以上17年以下とする。

詳細については、別紙業務説明書のとおりとする。

(2) 太陽光発電設備等の設置期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

5 予定金額(上限額)

498,451千円以内(事業期間内のリース料金総額 消費税及び地方消費税を含む) 債務負担により令和24年度まで予算措置済み。

なお、本事業は「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」の活用を想定していることから、予定金額(上限額)は同補助金を控除した積算である。

6 参加資格

参加資格を有する者は、令和6年3月27日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 主たる事業所を有する所在地に係る地方税，法人税，消費税及び地方消費税を滞納し

ていないこと。

(6) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第三種以上の電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の者が有していれば足りる。その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中に含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。

(7) 本事業と類似の事業実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。

なお、類似の事業とは、企業、地方公共団体等が所有する高圧施設に対する太陽光発電設備の導入実績とする。また、実績は本市における事業実績でなくても足りるものとし、本事業の実施体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。

(8) 一括再委託は認めないが、参加申込書を提出した者が全ての業務の実行が不可能である場合、業務の一部を下請けすることは許容する。

(9) 単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。共同事業体を構成して参加する場合にあつては、次のすべての要件を満たしていること。

ア 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。なお、申請に関する権限は代表者に帰属するものとする。また、代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。

イ 協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担を記載すること。

ウ 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の申請者（他の申請者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

※本プロポーザル参加後においても、参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

※複数企業による共同事業体として申請する場合は、共同事業体内の各構成員が（1）～（5）を満たすこと。（6）（7）については、共同事業体内のいずれかの構成員が満たしていればよい。

7 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和6年3月27日(水)
参加意思表示書受付締切 質疑書の締切	令和6年4月15日(月)
参加資格要件確認結果通知 質疑書に対する回答	令和6年4月23日(火)
提案書等の提出締切	令和6年5月17日(金)
プレゼンテーション	令和6年5月21日(火)
プロポーザル方式結果通知	令和6年5月24日(金)
協定締結	令和6年5月下旬～6月上旬予定

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

8 参加意思表示について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和6年4月15日(月) 午後5時まで

※期間中の受付時間は、月曜日～金曜日（国民の祝日（振替休日を含む。）を除

く。)の午前8時30分～午後5時15分に限る。

イ 郵送の場合

令和6年4月15日(月) 必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書(様式1)

イ 暴力団排除に係る誓約書(様式2)

ウ 主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納がないことを示す証明書

国税:納税証明書「その3の3」

地方税:法人住民税(道府県民税・市町村民税)及び法人事業税に未納の税額がないことの証明書

※取得方法等は法人の存する各自治体へ確認ください。なお、地方税の法人住民税について、東京都は法人都民税に市町村民税相当分が含まれているため、市町村民税に係る証明書はありません。

エ 6の(6)の資格を証する書類の写し(資格証の写し等)

オ 6の(7)の実績を証する書類の写し(契約書の写し等)

カ 6の(9)の共同事業体で参加するものは協定書の写し

キ 6の(6)または(7)を協力事業者により満たそうとするものは、協力事業者との関係が分かる資料(実施体制図や業務提携書等)

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

環境部環境政策課(本庁舎4階)

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること。

(4) 部数

各1部

9 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書(様式3)を電子メールで事務局あてに送付すること。

イ メールの件名は【(質疑)柏市太陽光発電設備等導入事業】とすること。

ウ 送付先:kankyoseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局(04-7167-1695)に電話し到着確認をすること。

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名・選定委員等)についての質問は受付けない

(2) 質疑書受付期間

公募開始から令和6年4月15日(月)の午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年4月23日(火)までに市ホームページに掲載する

10 参加資格要件確認結果通知

令和6年4月23日(火)までに参加資格要件確認結果通知を書面にて通知する。通知方法は、電子メールとする。

11 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届(様式4)をプ

レゼンテーション実施日の10日前までに提出すること。

12 企画提案書等について

参加資格要件確認結果通知により、プロポーザル審査への参加が認められたものは次のとおり企画提案書等を作成し、事務局まで提出すること。

(1) 提出書類(任意様式)

以下の書類をA4版により作成すること。

ア 会社(法人)概要書

次の項目を記載すること。なお、会社案内(パンフレット等)でも代用可とし、会社案内(パンフレット等)はA4版でなくても可とする。

(ア) 会社(法人)名

(イ) 本社所在地

(ウ) 設立年月日

(エ) 資本金

(オ) 業務内容

イ 業務受注実績書(本事業と類似の業務実績に限る 要領6(7)参照)

(ア) 受注年度

(イ) 発注者(自治体等の名称)

(ウ) 業務概要

(エ) 契約金額

(オ) 履行期間

(カ) 特記事項(業務の実施にあたり工夫した点などがあれば記載)

ウ 企画提案書

本要領及び別紙「業務説明書」, 「審査基準」を参照の上, 以下の点について作成すること。なお, 項目(キ)の独自提案については任意とする。

◆技術提案に関する事項

(ア) 実施方針

・提案の基本方針・概要等を記載すること。

(イ) 設備容量

・太陽光発電設備について, 各施設における設置場所及び想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を検討すること。

・蓄電池設備について想定設備容量(蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))及び設置場所, 設置方法等を検討すること。

・太陽光発電設備の設置は, JIS C8955 に定められている荷重(風圧, 地震等)に耐えうる構造であること。

・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(kg/m², 基礎, パネル重量込み)及び設置する太陽光発電設備の総重量と設置する場所の積載荷重を考慮し, 構造の安全性を検討すること。

・平常時のシステム構成図を示すとともに, 検討において想定した設備仕様及び設備容量, 安全性について提案すること。

(ウ) 電気の自家消費量及び温室効果ガス排出削減量

・各施設における想定自家消費量及び温室効果ガス排出削減量を検討すること。

・平常時に想定する蓄電池の運転モード(充放電の運用方法)及び効果を検討すること。

・自家消費率を示し, 併せて設備設置容量と自家消費率の見積もりの根拠(考え方)

を整理すること。

- ・温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を検討すること。
- ※電力の二酸化炭素排出係数は0.000457(t-CO₂/kWh)（東京電力エナジーパートナー(株)の令和4年度排出係数)を使用すること。
- ・検討において想定した自家消費量及び温室効果ガス排出削減量を提案すること。
- (エ) 停電を伴う非常時の利用方法
 - ・非常時に自立運転できるシステムであること
 - ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取出口ごとの出力(kW)及び総出力(kW)）を検討すること。
- ※蓄電池への充電はここには含めない
 - ・自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力(kW)を検討すること。
 - ・自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（取出口ごとの出力(kW)及び総出力(kW)）を検討すること。
 - ・検討において想定した非常時の設備の利用に関する設計方針、システム構成図、利用方法等の概要（非常用コンセント、特定負荷への供給の有無など）を提案すること。なお、本事業の趣旨を踏まえ、避難所運営における具体的な利用方法を期待する。
- (オ) 発電効果の見える化
 - ・太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備や効果、利用方法を検討し提案すること。
- (カ) 防水工事等の対応及び設置工法等について
 - ・施設の防水工事等が発生する際、設備の撤去、再設置は市の負担とする。
この場合の太陽光発電設備の取り扱いに対して、想定される事象(保証や取り扱い事業者など)を整理し、対応方法や考え方を整理すること。
 - ・上記を踏まえ、防水工事等の実施時に太陽光発電設備の撤去及び再設置が生じない工法、または太陽光発電設備の撤去及び再設置が容易且つ費用負担の少ない工法での設置を検討すること。なお、(イ)に定める設備仕様のほか、設置費用、高さ制限等を総合的に検討すること。
 - ・検討において想定した防水工事等の対応及び設置工法等について提案すること。
- (キ) 独自提案(任意)
 - ・事業を円滑に実施するための工夫や費用低減を図るための工夫などがあれば提案すること。

◆事業の実施体制に関する事項

(ア) 事業実施体制図

- ・代表事業者名、協力事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。
- ・下請け業者または協力事業者等の選定にあたっては、市内中小企業を優先して選定すること。具体に至っていない場合は、予定事業者や市内事業者活用の方針を記載すること。

(イ) 事業工程表

以下の点を踏まえ、事業全体のフロー及びスケジュールを提案すること(最優秀提案者決定後から契約までの期間を含む)。

- ・事前調査や関係機関との調整業務等
- ・各対象施設への設備の設置予定、工期等

- ・事業開始に伴う許認可、届出等
- ・事業期間満了までの保守、点検、機器入れ替え等の計画

(ウ) 参考見積

- ・リース料金は各契約ごとに事業期間中は均等払いとし、市より提示した予定金額(上限額)をもとに、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)」を活用した場合の料金を提案すること。
 - ・本事業の実施に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。
 - ・技術提案に関する事項の(ウ)で見込んだ電気の自家消費量に相当する電気料金の削減額を提案し、削減額の考え方、条件を付記すること。
 - ・リース期間を17年未満とする場合は、リース期間終了後、市が導入した設備(蓄電池含む)を太陽光発電設備の法定耐用年数17年まで使用するにあたり、市が負担すべき保守、維持管理費用(機器交換含む)の概算額について付記すること。
- ※提案したリース料金が契約額となるものではない。ただし、契約額は、提案されたリース料金を基準として、事業者が事業実施に伴い負担する費用等を考慮の上、協議により定める。

(エ) 故障、緊急時の対応体制図及び対応方針

- ・故障、緊急時の対応体制を検討すること
- ・事業期間中に想定されるリスク(自然災害、機器の故障等)に対する保険の有無、補償額等、及び提案者の保守の範囲等を整理すること
- ・検討において想定した故障、緊急時の対応体制図及び対応方針を提案すること。

(2) 部数

10部(正本1部 副本9部)

(3) 期限

ア 持参の場合

令和6年5月17日(金) 午後5時まで

※期間中の受付時間は、月曜日～金曜日(国民の祝日(振替休日を含む。))を除く。)の午前8時30分～午後5時15分に限る。

イ 郵送の場合

令和6年5月17日(金) 必着

(4) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

環境部環境政策課(本庁舎4階)

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

13 プレゼンテーション審査

(1) 日時

令和6年5月21日(火)

(2) 会場

柏市役所 第1委員会室(当日の集合場所(控室)は別途案内)

(3) 実施時間

45分以内(説明25分+質疑15分、セッティング・撤去に係る時間を含む)。

(4) 人数

契約した際の責任者(担当者)を含め5名以内とする。

- (5) 貸出物品
机・椅子・電源・外部接続ディスプレイ・HDMI ケーブルとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。
- (6) 参加者
プレゼンテーションの参加者は、参加資格要件確認結果の合格者のみとする。
- (7) プレゼンテーション
提出した企画提案書等によりプレゼンテーションを行うこと。
企画提案書等の提出後は、追加資料の提出、変更を認めない。

14 審査基準

別紙 柏市太陽光発電設備等導入事業審査基準による。

15 審査方法及び選定方法

- (1) 審査方法
最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市太陽光発電設備等導入事業）における、プレゼンテーション審査によるものとする。
- (2) 選定方法
各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。なお、各委員の審査のばらつきを補正するため、最高点と最低点を除外して集計する。
なお、同点の場合は、各委員の協議により定める。

16 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し、書面にて通知する。通知方法は、電子メールとする。

17 結果公表

プロポーザル方式結果は、市ホームページに公表する。

18 協定締結手続き

最優秀提案者と業務内容等について協議を行い、最優秀提案を踏まえた上で、本業務の実施に向けた協定を締結する。

なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、審査の得点上位の者から順に同様の手続きを行う場合がある。

19 事務局

- (1) 担当部署
環境部環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当
- (2) 連絡先
〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
電話番号：04-7167-1695（直通）
Eメールアドレス：kankyoseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

20 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。
- (3) 参加業者が1者のみであった場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。

その際、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者として選定しないことがある。

- (4) 参加資格に定めるもののほか、参加意思表明書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合又は提出がなかった場合は失格とする。
- (5) 提出した書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、誤字の修正については、この限りでない。
- (6) 提出した書類は、柏市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる場合があります。
- (7) 「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」を活用した場合の参考見積額が予定金額(上限額)を超えた場合は失格とする。
- (8) 本事業を辞退した場合、他の案件に不利となることはない。
- (9) 本事業は「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」の活用を想定している。そのため、同補助金の採択状況に応じて、市の判断により事業の縮小又は中止とすることがある。

21 資料の貸与について

参加資格要件確認結果の合格者については、市が保有する資料を市の判断において貸与する。なお、貸与を受けた事業者は、企画提案書の提出時に貸与資料を返却すること。また、市の許可なく貸与資料を複製することを禁ずる。

貸与資料

- (1) 対象施設の建築図面
- (2) 対象施設の30分値データ 電力契約書の写し
- (3) 対象施設の屋根の積載荷重(地震用)が分かる資料

※貸与資料は公募用の参考資料である。プロポーザル終了後の詳細設計にあたり、選定事業者は、別途、構造の安全性を検証すること。